

伊勢市議会請願者の意見陳述実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、請願の委員会審査の場において、請願者（請願書に署名した者に限る。以下同じ。）が請願提出の思いを直接伝えることにより委員会審査の充実を図るため、参考人制度を活用して行う請願者の意見陳述の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 請願者の意見陳述とは、請願者が、当該請願を審査する委員会に出席し、請願趣旨の説明及び意見を述べることをいう。

（請願者の意見陳述）

第 3 条 委員会は、請願の審査に必要と認めるときは、請願者の意見陳述を行うものとする。

2 請願者の意見陳述は、請願者が希望した場合に限り行うものとする。

3 議会事務局は、請願者が請願書を提出する際に、意見陳述を希望するか否かの意思確認を行うものとする。

4 委員会が請願者の意見陳述を行うことを決定したときは、議長は、請願者に、意見陳述を行う日時、場所及び意見を聞こうとする事項等を通知しなければならない。

（請願者の意見陳述の方法）

第 4 条 請願者の意見陳述の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見陳述に出席できる請願者は、3名以内とする。ただし、意見陳述を行うことができる請願者は1名とする。

(2) 請願者の意見陳述の時間は、5分以内とする。

(3) 委員は、請願者に対して質疑することができる。

(4) 請願者は、委員に対して質疑することができない。

(5) 請願者からの資料等の配布は、原則として認めない。

(請願の審査の順序)

第5条 請願者の意見陳述を行うときは、意見陳述を行う請願の審査は、委員会における審査の冒頭に行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、請願者の意見陳述の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日から施行する。